

事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	中小企業雇用安定化奨励金			
主管部局・課室	職業安定局雇用開発課			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること		
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること		
施策目標	2-1	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること		
個別目標	2	中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること		

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状分析						
雇用失業情勢をさらに改善させるためには、非正規雇用から正規雇用へ円滑に移行することができるようにし、安定的な雇用の確保を図っていく必要があるが、総務省の労働力調査によると、雇用者に占める非正規雇用の比率は近年増加傾向にあり、平成18年には33.0%と、ほぼ3人に1人が非正規雇用という状況になっている。						
また、厚生労働省の有期契約労働に関する実態調査によると、契約社員や期間工等の有期労働契約を締結している労働者（以下「有期契約労働者」という。）の25.9%（契約社員については41.0%）が、「正社員として働きたいが、働ける場所がない」ことを理由にやむをえず有期契約により従事している状況になっている。						
非正規雇用の増加は、中長期的な競争力・生産性の低下、不安定就労の増大や社会保障システムの脆弱化等の諸問題を引き起こす恐れがあると史料される。						
(2) 問題分析						
非正規雇用から正規雇用への移行に係る施策については、フリーター25万人常用化プラン及びパートタイム労働法に基づく関係施策等において実施されているところであるが、これらの施策の支援対象として明確に位置づけられていない有期契約労働者については、雇用管理の改善への取組が十分に行われていない等の状況にある。						
また、上記の調査のとおり、有期契約労働者の約3割（契約社員は4割）が正規雇用での就労を希望していることから、労働者の希望により有期契約労働者から正社員へ円滑に移行できる制度の導入促進を図る必要があると史料される。						
(3) 改善方策（事業実施の必要性）						
有期契約労働者から正社員へ円滑に移行できる制度を導入する場合、導入方針の作成、労働組合との折衝及び就業規則の修正等を行うことが事業主に求められるところであるが、我が国の企業の大部分を占める中小企業の多くは、大企業に比べて、制度導入に必要な労働力及び経費が十分に確保できない状況にある。このため、有期契約労働者が正社員へ円滑に移行することができるための支援を行うことを目的として、中小企業において有期契約労働者の希望により正社員へ転換できる制度を導入する際の負担を軽減するための事業を実施する必要がある。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	雇用者に占める非正規雇用の比率（単位：％）	29.4	30.4	31.4	32.6	33.0
（調査名・資料出所、備考）						
指標1は、総務省「労働力調査」による。						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、 労働局 （監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
--

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 有期契約労働者の希望により正社員に移行することができる制度を新たに就業規則等で定め、かつ、当該制度を活用した労働者が発生した事業主に対し奨励金を支給する。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・ 労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	395
※「H20」については予算概算要求額					

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	
正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化を進展させ、有期契約労働者の割合を減少させること。	
政策効果が発現する時期	平成20年度
目標達成時期	平成20年度

4. 評価指標

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	有期契約労働者の占める割合	本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	支給決定件数	有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。		
参考指標		本事業と指標の関連についての説明
1	雇用者に占める非正規雇用の比率	制度を実施することとなった背景事情について、注視する必要があるため
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、総務省「労働力調査」による。		

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。			

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---	---------------------------------------

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
<p><投入> 有期契約労働者の希望により正社員に移行することができる制度を新たに就業規則等で定め、かつ、当該制度を活用した労働者が発生した場合に奨励金を支給する。</p> <p>↓</p> <p><活動> 中小企業者が有期契約労働者に対して、制度の普及・活用促進を図る。</p> <p>↓</p> <p><結果> 正社員への移行を希望する有期契約労働者が正社員になる。</p> <p>↓</p> <p><成果> 有期契約労働者の雇用の安定が図られ、当該労働者数の低下により、中長期的な競争力・生産性の低下、不安定就労の増大や社会保障システムの脆弱化等の諸問題の解決が図られる。</p>
事業の有効性
制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。

(3) 効率性の評価

有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

<p>①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 平成19年5月31日に行われた第166回国会参議院厚生労働委員会において雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に以下のとおり附帯決議が付されたところ。 「十、短時間労働者について通常の労働者への転換の推進が図られるようになったこと等を踏まえ、有期労働契約を締結している労働者についても、その雇用管理の改善や通常の労働者への転換を支援するための施策を講ずるようにすること。」</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。</p> <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。</p> <p>④会計検査院による指摘 なし。</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。</p>
--